

# 硫黄酸化物を減ら

## 県で「富士地域硫黄酸化物総量規制案」まとまる

大気汚染の元凶である硫黄酸化物排出量の総量を規制して、富士地域の上空をもっときれいにしようという「大空クリーン作戦」ともいふべき「富士地域硫黄酸化物総量規制」の実施目標がこ

のほど県の公害審議会でもとまり、昭和53年3月31日までに環境基準を達成するため環境濃度目標値を18PPB(年平均値)まで下げるよう硫黄酸化物の総量を規制することになりました。

## 「富士503計画」を更に前進

富士地域は、去る昭和49年に大気汚染防止法の指定地域に定められ、昨年12月県知事から諮問を受けた県公害対策審議会大気部会が専門的な立場から調査検討を重ねてきました。その結果に基づいて、9月22日答申がなされました。その内容は富士市とその他の区域(富士宮市、富士川町、蒲原町、由比町)の大気中における硫黄酸化物の総量を削減して、現在、富士市で実施している「富士503計画」の目標達成値0.03PPM(年平均値)を更に一段ときびしくしたものとなっています。

期調査による結果から得られた環境データをもとに検討した結果出されたもので、国の環境基準が「1時間値の1日平均値が0.04PPM以下

であり、かつ1時間値が0.1PPM以下であること」となっているため、長期的に見て、地域内で1日平均0.04PPM以下の日が年間を通して98%以上となるよう硫黄酸化物排出条件や気象条件などの影響を考慮に入れて目標値が定められています。

## 富士地域全体で65.8パーセント削減

また、今回の目標値の決定に当たって特に注目されるのは、バックグラウンド濃度とリザーブに關係する濃度を考慮に入れた点で、環境目標値からこの2条件を差引いた値を工場等対象煙源の許容排出量に相当する濃度、すなわち削減目標値としたこと

で、昭和47年度における硫黄酸化物の総量を基準にして、昭和53年度末までに全地域で65.8%削減する計画です。また、これら対象となる工場も併せて310工場に拡大されています。

0.04PPM以下の日が年間98%以上...

今回の総量規制による目標濃度は昭和47年度から50年度までの間の長

対象工場数	・全地域	中小工場	262
		特定工場	48
	・富士市	中小工場	175
		特定工場	35
・その他の地域	中小工場	87	
	特定工場	13	

※中小工場とは燃料使用量が1時間当り1キロリットル以下の使用工場  
特定工場とは燃料使用量が1時間当り1キロリットル以上の使用工場  
その他の地域とは富士市以外の富士宮市、富士川町、蒲原町、由比町の区域

### 富士市福祉展

◎とき 11月9日(火) 10(水)  
午前9時から午後4時まで

◎ところ 吉原市民会館

◎展示作品

市内のおとしよりや身体の不自由な人、心身に障害のある人、未亡人などが日頃、丹精こめて作った書画、手芸、工芸品などの作品

## バックグラウンド濃度は4.3PPBに

バックグラウンド濃度とは、工場などからいったん排出された硫黄酸化物が、風向などで再びその地域に舞いもどってきたり、すでに自然界に存在してその地域の空気を一層

汚くすと考えられるもので計算値と実測値の差をバックグラウンドとして見込んだものです。

規制後のバックグラウンド濃度は4.3PPBを目標にしています。

# してきれいな空に!!



【煙源密集地では燃料転換指導も…】

## リザーブに関する濃度は0.7PPB

リザーブに関する濃度とは、今後の紙パルプ等生産量の増大にともなう燃料使用量の伸びと公害防止のために新設が予想されるペーパース

ラッジ用焼却炉などの燃料消費量の伸びを見込んで、あらかじめ担保をとっておこうというもので0.7PPBをリザーブ相当濃度としています

### 総量削減計画

総量 区域別	1号総量 (現状47年度 地域全体)	2号総量 (現状47年度 特定工場等分)	3号総量 (許容量) (地域全体)	特定工場等 削減後目標量
富士市の区域	1,630.2	1,393.8	515.9	488.8
その他の区域	224.8	167.2	119.5	86.9
合計	1,855.0	1,561.0	635.4	575.7

※単位は、ノルマン立方メートル (1時間当り)

## 13PPBが工場への割当て濃度

したがって、環境目標値18PPBからバックグラウンド濃度4.3PPBとリザーブに相当する濃度0.7PPBを差引いた残り13PPBが工場への割当て濃度となるわけです。

## 富士市では燃料転換指導も…

この内容を富士市の分だけ更にくわしく見ますと、富士503計画では対象工場131工場すべてに排出量を割当てて規制しましたが、今回は更に範囲を拡げて210工場と事業所を対象に硫黄酸化物排出量の規制をしており、昭和47年度の排出量の

68.4%の削減率となり、全地域の削減率を更に上まわるきびしい要求がなされています。このうち、中小工場については硫黄分0.5%以下(その他の地域では0.8%以下)の重油を使用することとなり、また、特に今泉地区、伝法地区、新橋地区、比

奈地区、原田地区のような中小煙源が密集しているところでは、現在、主に使われている重油や、灯油などによってガス化への燃料転換指導も積極的に行われることとなります。

### ダイヤル市政案内をご利用ください



電話番号 **52-1111**

催し物や各種の募集、予防注射、休日当直医などを電話でお知らせしています。すでに録音してあるテープで、毎日の行事案内を流しますから、いつでも知ることができますのでご利用ください。電話番号は52-1111です。